

令和4年4月12日

1年生及び転入生の保護者の皆様

多摩市立西落合小学校  
校長 池田 泰章

## 「タブレット端末等に関する保険」について

日頃より、本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本日「タブレット端末等に関する保険」についての書類を児童に配布いたしました。「学生・こども総合保険のご案内」「学生・こども総合保険加入申込票」「タブレット端末等に関する保険の加入確認書」「本通知」の4種類を配付いたしました。

多摩市では、児童に1人1台配布いたします「タブレット端末」等に関しましては、使用上のルールを守り、適切な使用をしている中で、不慮の事故等により破損・紛失してしまった場合は、市の予算において修繕等を行いますが、万一のことを考慮して、保険の加入をご希望の場合は、4/19（火）のみ学校にて申込を受付けさせていただきます。

なお、被保険者の範囲については、申込被保険者の1人となります（兄弟が3人の場合は、3人分の申込が必要となります）。

保険適用期間は、令和4年5月1日から令和5年4月1日午後4時までの11ヶ月間です。

加入プランの「C1セット（1370円）」で、タブレット等の破損等に関しては、十分な補償が得られます。また、タブレットに限らず、日常生活における賠償事故（タブレットに付属しているキーボードや充電器の破損等、友達の所有物を壊してしまった場合、野球で近所のガラスを割ってしまった場合、自転車で通行人にけがをさせてしまった場合等）に対して、1370円の掛け金の場合、1事故あたり1000万円まで補償され、何回事故を起こしても補償対象となります（詳しくは「学生・こども総合保険のご案内」をご確認ください）。

なお、「A1セット（4560円）」の場合は、日常生活上の事故に対する傷害保険や疾病保険等も保障されます。現在2～6年生児童の39%が保険に加入しております。ご不明な点等がありましたら、直接、代理店までお電話をお願いいたします。

今後も、「タブレット端末」等に関する適切な使用につきまして、ご支援ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

多摩市立西落合小学校  
副校長 森田 真好  
電話042-374-0574  
042-374-0593